

# 1 議事日程(5日目)

[平成17年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

平成17年9月28日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 推薦第1号 太宰府市農業委員会委員の推薦について
- 日程第2 認定第1号 平成16年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第3 認定第2号 平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第4 認定第3号 平成16年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第5 認定第4号 平成16年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第6 認定第5号 平成16年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第7 認定第6号 平成16年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第8 認定第7号 平成16年度太宰府市水道事業会計決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第9 認定第8号 平成16年度太宰府市下水道事業会計決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第10 議案第66号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について(各常任委員会)
- 日程第11 議案第67号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について(各常任委員会)
- 日程第12 議案第68号 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第13 議案第69号 平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について(建設経済常任委員会)
- 日程第14 請願第11号  
(H16.12月上程分) 良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願(環境厚生常任委員会)
- 日程第15 請願第3号 太宰府市男女共同参画推進条例の制定に関する請願(環境厚生常任委員会)
- 日程第16 請願第4号 教育予算の拡充と全国の教育水準を守ることを求める意見書に関する請願(総務文教常任委員会)

日程第17 議員の派遣について

日程第18 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである(20名)

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(22名)

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	総務部政策統括 担当部長	石橋正直
地域振興部長	松田幸夫	地域振興部地域コミュ ニティ推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
健康福祉部子育て 支援担当部長	村尾昭子	建設部長	富田讓
上下水道部長	永田克人	教育部長	松永栄人
監査委員事務局長	木村洋	総務課長	松島健二
財政課長	井上義昭	地域振興課長	大藪勝一
市民課長	藤幸二郎	まちづくり技術 開発課長	大江田洋
上下水道課長	宮原勝美	教務課長	井上和雄

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長	白石純一
議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛
書記	満崎哲也
書記	花田敏浩

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 推薦第1号 太宰府市農業委員会委員の推薦について

議長（村山弘行議員） 日程第1、推薦第1号「太宰府市農業委員会委員の推薦について」を議題とします。

本案は、農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、議会推薦の農業委員会委員として推薦していました平島富彦氏が去る8月31日にご逝去されましたことに伴い、後任の委員を推薦するものです。

議会推薦の後任の委員として平島秀一氏を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員に平島秀一氏を推薦することに決定しました。

~~~~~

日程第2から日程第9まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第2、認定第1号「平成16年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第9、認定第8号「平成16年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2から日程第9までを一括議題とします。

日程第2から日程第9までは決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 決算特別委員会に審査付託されました認定案件の審査結果について、一括して報告いたします。

本定例会におきまして審査付託を受けました認定第1号「平成16年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」及び認定第2号から認定第8号までの各会計の歳入歳出決算認定についての審査につきましては、本会議初日に市長の提案理由及び特別委員会初日に各担当部長の概算説明を受けた後、9月20日及び21日の2日間にわたり、市長のほか助役、収入役、教育長及び各部課長出席のもとに審査をいたしました。

審査に当たっては、決算書に付随して提出されました事務報告書、監査委員の各決算審査意見書、施策評価を参照し、さらに各委員から資料要求がありました審査内容もあわせ、各委員からの質問とそれに対する所管部課長の説明をもとに慎重に審議をいたしました。

平成16年度市税収入の減少や地方交付税が大幅に削減される中、災害復旧事業の実施などにより大幅な財源不足が高じて、極めて厳しい財政状況でありましたが、あらゆる収入の財源確保に努めるとともに、経費の節減や事業の見直しなど積極的に行い、一定の成果が上がったという報告がありました。

この決算審査に当たりまして、ご協力いただきました各委員及び執行部の皆様に対して、改めてお礼申し上げます。

各会計ともに、審査の詳細な内容につきましては、別途決算特別委員会会議録が配付され、またその他の関係資料としても事務報告書並びに追加審査資料も配付されておりますので、逐一報告することを省略いたします。

執行部においては、委員会の内容及び審査の中で出された問題点、指摘事項、意見、要望等については、十分に整理、検討され、新年度予算の編成に反映されるとともに、今後の事業執行にも積極的に対応されることを強くお願いしておきます。

また、各会計においても厳しい財政状況が続いていることから、監査意見書でも危惧されているとおり市民サービスの低下や行政事業執行の制限、地域全体の活性化への影響が懸念されており、危機的財政状況から脱却するあらゆる方策を実施し、市民、職員が一丸となって財政の立て直しに取り組まれるよう要望いたします。

それでは、各会計の実質収支の状況を主に報告いたします。

なお、各会計とも金額につきましては、千円未満切り捨てて報告します。

まず、認定第1号「平成16年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成16年度の決算額は、歳入総額241億4,283万6,000円、歳出総額232億5,776万2,000円で、歳入歳出の形式収支は8億8,507万円の黒字であり、翌年度へ繰り越すべき財源3億7,551万1,000円を差し引いた実質収支についても5億956万1,000円の黒字となっております。

しかしながら、財政調整資金の積立金とその取り崩し額を差し引いた実質単年度収支額は2億5,161万4,000円の赤字となっております。

さらに、地方債の残高は年々増加しており、平成16年度末では251億7,032万1,000円であり、前年度に比べて3.92%の増となっております。

また、経常収支比率も98.7%で、財政健全化と言われる75%を大きく上回っており、財政構

造の硬直化はなお一層進み、極めて厳しい状況になっています。

執行部にあっては、この厳しい財政状況を深刻に受けとめ、財政の健全化に向けて一層の努力を強く要望いたすものであります。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第1号は大多数をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第2号「平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成16年度の決算額は、歳入総額50億3,283万2,000円、歳出総額50億1,495万7,000円で、歳入歳出差し引き1,787万5,000円の黒字決算となっておりますが、前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額、さらに国民健康保険給付支払準備積立金を加えた実質単年度収支額のいずれも赤字となっています。

また、歳入の基礎となります税金を見ますと、収入未済額は4億957万5,000円で、0.9%の増となっております。

国民健康保険事業は、医療費や医療給付費の増加にもかかわらず、被保険者の加入増に伴う保険税収入には結びついていないことから、今後も厳しい財政状況が続くことが予想されますので、事業の健全な運営に、より一層の努力をお願いしておきます。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第2号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号「平成16年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成16年度の決算額は、歳入総額58億5,995万1,000円、歳出総額58億5,570万3,000円で、歳入歳出差し引きでは424万8,000円の黒字となっております。また、前年度実質収支額を差し引いた単年度収支は黒字となっております。

歳出の大半を占める医療費は57億4,035万3,000円で、前年度と比較しますと4.5%の増となっています。

老人保健は、保険加入者の高齢化に伴う対象者の増加などにより、今後も厳しい財政状況が予想されることから、適正な受診や健康意識の高揚に向けた啓発、保健事業の推進になお一層の努力をお願いしておきます。

さしたる質疑もなく、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第3号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号「平成16年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成16年度の決算額は、歳入総額で30億5,248万5,000円、歳出総額30億2,107万9,000円で、歳入歳出の形式収支額は3,140万5,000円の黒字であり、実質収支額についても同額の黒字となっている。また、積立金を差し引いた実質単年度収支も黒字となっております。

介護保険制度は、年々進む高齢化社会にあって対象者の増加等により保険給付費が増大してきている状況であることから、健全な財政運営に引き続き努力されることをお願いいたします。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第4号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号「平成16年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成16年度の決算額は、歳入総額2,251万4,000円、歳出総額2,209万4,000円で、歳入歳出の形式収支額は41万9,000円の黒字となっていますが、実質単年度収支額は54万円の赤字となっています。

収入未済額は、8,714万8,000円で、前年度に比較して7.49%も増加しております。そのうち貸付金の回収率は8.88%で2.36ポイント下回っている状況であります。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第5号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号「平成16年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成16年度の決算額は、歳入総額7,911万9,000円、歳出総額7,911万9,000円で、歳入歳出差し引き0円となっております。

内容は、高雄公園用地購入借入金の一部を償還し、財源は一般会計から繰り入れが行われています。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第6号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第7号「平成16年度太宰府市水道事業会計決算認定について」報告します。

平成16年度の水道事業における経営成績は、総収益額10億1,169万2,000円、総費用額10億8,358万4,000円で、7,189万2,000円の純損失が生じております。

経営状況の指数としての流動比率、酸性試験比率はともに上昇しております。資金繰り及び支払能力は、おおむね良好であるとの監査意見書が出されております。

また、水源の確保については、本年6月から海水淡水化事業からの本格的な供給が開始されることや、大山ダム、五箇山ダムからの供給も予定されてることから、水の供給安定が確保されると考えられます。

しかしながら、水道料金の滞納分にかかわる収納対策も大きく変化していることから、今後の収入確保に対する努力をお願いするとともに、経済的かつ効果的な運営に努力されるようお願いいたします。

質疑を終わり、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第7号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第8号「平成16年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」報告します。

平成16年度の下水道事業における経営成績は、総収益額17億2,100万2,000円、総費用額16億6,554万4,000円で、5,545万8,000円の純利益が計上されております。

経営状況の指数としての流動比率、酸性試験比率は、ともに低下しているものの、資金繰り及び支払い能力はおおむね良好であるとの監査意見書が出されております。

しかしながら、設備投資や維持管理または企業債の償還など、今後も厳しい経営状況が続くことが予想されることから、使用料収入の増加を図り、健全財政の維持に努力していただきますようお願いいたします。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第8号は認定すべきものと決定いたしました。

以上で、決算特別委員会に審査付託されました案件については審査報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

認定第1号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、認定第2号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、認定第3号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、認定第4号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、認定第5号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、認定第6号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、認定第7号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、認定第8号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

席へどうぞ。

討論、採決を行います。

認定第1号に対する討論を行います。

通告がおりますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 大変決算委員会では、委員の皆さん、また執行部におかれましても大変審査にご協力いただきました。

決算委員長として討論ができませんでしたので、私はここで討論をさせていただきます。

討論内容については、反対討論であります。

まず、第1は、平成16年度地方債49億4,590万円で災害復旧財源対策債、減税補てん債、臨時財政対策債に対し、国は地方交付税で補てんすべきですが、地方に借金を押しつけ、地方交付税をはじめ国の負担分を5億6,373万3,000円の減額を行っていて、その結果、福祉、教育、行政運営に対し、予算執行上、事業の縮小や市民負担が強められました。

一方、国は、防衛予算や大型公共事業には予算を増額し、地方には借金を押しつける結果が明らかになっておりますので、反対をいたします。

2点目は、公共用地先行取得事業債残高は44億3,750万円です。元利は保証されておりますが、文化財の毎年の買い上げに伴う固定資産税の減収は、累計で2億3,500万円以上になっていて、今後の買い上げ管理等が市民負担となる点にも反対をいたします。

3点目は、年々増加する債務負担行為額は、決算で73億円を超えていますので、見直す必要があります。特に清掃業務や警備業務など、業者に3年間もの営業を保証する行為は改善すべきで、この20年以上、同一業者が公共事業を継続しています。入札時には入札参加の業者を大幅に増やすなど行い、また単年度入札などを行って経費の削減を強く要求いたします。

4点目は、公的な団体補助金と任意の社会運動団体の補助金を区分し、適正な補助金支出をすべきです。再三改善を要求しておりますが、解放運動団体関係だけでも2,111万8,400円、平成16年度の補助金交付しています。この団体と比較して、他の団体と比較して納得できる補助金ではありませんので、見直しを要求し、この補助金について反対をいたします。

最後に、平成16年度決算では各課の職員は少ない予算の中で努力、執行いただき、評価する点も多くありますが、決算審査で歳入歳出の問題点もあり、賛成できないので反対討論といたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） 次に、1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 平成16年度決算認定に当たり、賛成の立場から討論いたします。

平成16年度の一般会計の決算を見ますと、単年度2億5,161万4,210円の赤字、また財政構造の弾力性を測定する経常収支比率は、平成15年度より4.9%上昇し98.7%となり、大変深刻な状況となっております。

今後、市の自主財源の大きな柱であります個人住民税については、近隣市町村に比べても高い高齢化率の進展により大幅な増加は期待できず、また三位一体の改革により交付税の減額はさらに進み、厳しい財政運営は避けられません。

このような状況の中で、平成16年度の決算認定に当たり、以下のような要望を述べ、賛成といたします。

まず、市が行う契約のすべてにおいてコスト意識を徹底させること。今行っている随意契約、指名競争入札をできるだけ減らし、競争性、透明性を持った一般競争入札へ移行すること。

2つ、補助金制度を抜本的に見直すこと。

3つ、地域コミュニティを推進させ、市民との協働のまちづくりを実現させること。このことにおいては、市民の理解を得るための情報公開、情報提供が不可欠であり、また今年度予算・決算特別委員会に提出されました施策評価は大変有効であり、今後施策評価の中に示されています実績値を把握し、精度を高めていくことが重要であるかと思えます。

さらに、この施策評価に当たり、第三者、市民などを交えた第三者の評価がさらに精度を高めていくことが不可欠ではないかと思えます。

歳入におきましては、市の目標人口としています7万2,000人を実現させるためにも、JR太宰府駅の早期実現は優先課題であり、このJR太宰府駅の実現へ向けて、市が徹底した取り組みをすることが肝要だと思います。さらに、若年世代の人口流入を図るために、子育て支援、また教育環境の整備をさせ、情報に敏感な若年者の流入を図ること。

さらに、観光におきましては、これまでの観光プランに加え、新たな太宰府市の歴史的景観などの資源を有効に活用した新たな観光プランを策定し、二、三時間で回れるコースの実現、そのようなシニア向けあるいは少人数向けの観光プランをつくりながら、税収増へ向けていくことが何より必要ではないかと思えます。また、これまでの短時間の滞在型を減らすためにも周遊型、それと交流の拠点として、大型の観光ホテルの誘致は大変税収増に期待が持てるものではないかと思えます。

以上のようなことを述べ、私の討論といたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） 次に、11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 平成16年度一般会計歳入歳出決算認定につきましては、反対の立場から討論をいたします。

平成16年度の国の動向を振り返ってみますと、年金保険料の引き上げをはじめとして、生活保護の給付削減、高齢者への増税、住民税均等割の増税など庶民に痛みを押しつける政策が小泉内閣によって次々と進められました。この負担増計画は、平成16年度から平成18年度までの3年間で、実に7兆円にも及びます。政府は、景気は回復したと言いますが、企業収益が改善をしているのは一部の大企業のみで、その高収益の要因の一つにリストラなどのコスト削減があります。デフレ不況とリストラの影響で家計収入自体が減少している中での負担増ですから、そうした悪影響が3年連続減収という市税収入状況にもあらわれていると思われま

一方、三位一体改革で平成16年から平成18年度の3年間に地方向け国庫補助負担金をおおむね4兆円廃止、縮減することを中心に、地方交付税制度の縮減、税源移譲を含む税源配分の見直しを進めていくことが打ち出され、平成16年度は公立保育所運営費、義務教育費国庫負担金

の退職手当、児童手当等の一般財源化などが実施をされました。移行に伴い減額が生じた分は交付税で補うとされていますが、地方交付税の財政保障機能そのものが縮小されようとしている中で、その保障はありません。そもそも義務教育や公立保育所については、国が負担金として当然責任を負うべきものです。事業は投げ渡すが金は出さないというこうした流れは、国の責任放棄とも言え、とても改革の名に値するものではないということを述べておきたいと思います。

こうした国の悪政のしわ寄せが、様々な形で地方自治体に来ているわけですが、確かに国の方針に従って事業をしないと補助金が出ないとか、交付税に影響が出るとか、民間委託に関してはそうした傾向が強いと言えます。しかし、何でもかんでも民間委託をしていいのでしょうか。福祉や教育に関する事業については、市が責任を持って直営でしてほしいというのが大方の市民の声です。

平成16年度は、水城西小学校の給食が民営化をされました。今でこそ、小学校給食の民営化に対して大きな反対運動はありませんが、だからといって認めているわけではなく、多くの市民がこの不安を持っていることは忘れないでいただきたいと思います。

それから、補助金の適正化、見直しをと言いながら、一部の同和運動団体だけは優遇をし、補助金を投げ渡ししていることについて、この矛盾を市民に指摘をされたら説得できるだけの説明ができるのでしょうか。補助金の適正化をおっしゃるのなら、まず真っ先に改めるべきです。同和対策事業については、年数をかけて見直すというお考えがあることは、何度も説明を受けておりますけれども、やはりいつまでも聖域化をすべきではないと思います。

次に、子育て支援について、これは要望ですが、保育所待機児童数が毎年20人から30人、なかなか解消できないまま来ております。新規事業も当然大事ですし必要ですが、保育所入所は子育て支援策の中でも最も市民要望の高い施策です。平成16年度は大佐野保育所が新しくできたので、1年様子を見ていたとお答えでありましたが、新年度におきましては優先的に保育所入所の対応策を講じてくださるように要望をいたします。

施策の中で賛成できないものがありますので、決算については反対をいたしますけれども、厳しい財政状況の中で、職員の皆さんが努力をされていることは理解をしているつもりです。ただ、市の財政も大変ですが、市民の暮らしも本当に大変です。これからますます増税の影響を受け、厳しくなってくることが予想されますが、本当に生活が苦しくて、税金などを納められないという市民の方々に対する対応、これは十分に配慮をしてくださるように最後をお願いをいたしまして、討論を終わります。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第1号に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は

起立願います。

( 大多数起立 )

議長 ( 村山弘行議員 ) 大多数起立です。

したがって、認定第 1 号は認定されました。

認定 賛成 17 名、反対 2 名 午前 10 時 32 分

議長 ( 村山弘行議員 ) 次に、認定第 2 号に対する討論はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

議長 ( 村山弘行議員 ) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第 2 号に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

( 全員起立 )

議長 ( 村山弘行議員 ) 全員起立です。

したがって、認定第 2 号は認定されました。

認定 賛成 19 名、反対 0 名 午前 10 時 32 分

議長 ( 村山弘行議員 ) 次に、認定第 3 号に対する討論はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

議長 ( 村山弘行議員 ) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第 3 号に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

( 全員起立 )

議長 ( 村山弘行議員 ) 全員起立です。

したがって、認定第 3 号は認定されました。

認定 賛成 19 名、反対 0 名 午前 10 時 32 分

議長 ( 村山弘行議員 ) 次に、認定第 4 号に対する討論はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

議長 ( 村山弘行議員 ) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第 4 号に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

( 全員起立 )

議長 ( 村山弘行議員 ) 全員起立です。

したがって、認定第 4 号は認定されました。

認定 賛成 19 名、反対 0 名 午前 10 時 33 分

議長（村山弘行議員） 次に、認定第5号に対する討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） やはり決算委員会で審査をいただきましたが、討論ができませんでしたので、ここで反対討論をさせていただきます。

認定第5号「平成16年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」反対討論をいたします。

監査意見書でも指摘されており、償還金は年々減少し、滞納額は決算で8,714万8,609円となっております。回収率は、平成16年度は最低で8.8%。同和対策事業として大変利子の安い制度の中で、土地建物の取得貸付制度を設け事業を行ってまいりましたが、貸し付けを受けたが返済をしない状況が年々増加していて、その対応に毎年繰越金で収支を調整しています。議会でも再三指摘を受け、回収率向上を執行部は回答していましたが、一向に改善されません。今日まで法的な対応もとらず、このような予算執行決算は認められませんので、反対をいたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第5号に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、認定第5号は認定されました。

認定 賛成18名、反対1名 午前10時35分

議長（村山弘行議員） 次に、認定第6号に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第6号に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、認定第6号は認定されました。

認定 賛成19名、反対0名 午前10時35分

議長（村山弘行議員） 次に、認定第7号に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第7号に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、認定第7号は認定されました。

認定 賛成19名、反対0名 午前10時36分

議長(村山弘行議員) 次に、認定第8号に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第8号に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、認定第8号は認定されました。

認定 賛成19名、反対0名 午前10時36分

~~~~~

日程第10 議案第66号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

議長(村山弘行議員) 日程第10、議案第66号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は、総務文教常任委員会及び環境厚生常任委員会に分割付託しておりましたので、両委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

19番(武藤哲志議員) 9月6日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第66号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」総務文教常任委員会所管分について、9月8日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を報告します。

本議案は、本年3月をもって、文化財保存活用計画の策定が終了したために、附属機関である「太宰府市文化財保存活用計画策定委員会」を廃止する案です。

本議案については、委員からの質疑、討論もなく、採決の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告が終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで、総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 9月6日の本会議において総務文教常任委員会と環境厚生常任委員会に分割付託されました議案第66号「太宰府市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分につきましては、9月12日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

今回の条例改正は、地域福祉計画及び次世代育成支援計画の策定が完了したことに伴う委員会の廃止と、福祉有償運送の円滑な運営を図るために、運送許可申請に必要な事項について協議をするための機関として福祉有償運送協議会を設置することです。

福祉有償運送運営協議会については、協議会の委員数は8名で、1回の開催で終了する予定であること。運送許可申請の見通しは、現在のところNPO法人が1件であること。国の運営規則に沿った太宰府市の独自の運営指針を策定していくということを質疑において確認をいたしました。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第66号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで、環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号に対する総務文教常任委員長及び環境厚生常任委員長の報告は、原案可決です。  
両委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時41分

~~~~~

日程第11 議案第67号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について

議長(村山弘行議員) 日程第11、議案第67号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

本案は、各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番(武藤哲志議員) 9月6日の本会議において、各委員会に分割付託されました議案第67号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」の総務文教常任委員会所管分については、9月8日に委員全員出席のもと委員会を開き、執行部から項目ごとに説明を受け、審査を行いましたので、その主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものとしたしましては、2款1項4目友好都市交流関係費172万4,000円ですが、新たに友好都市を締結します宮城県多賀城市との調印式及び祝賀会開催にかかわる経費として計上しています。

10款5項7目原因者負担分文化財調査事業関連費の2,574万3,000円については、発掘箇所が西鉄二日市駅北側操車場ほか4件で、西鉄のほか4社からの負担金により調査を行うことを確認しております。

歳入の主なものについては、16款2項1目1節土地売り払い代金1,762万3,000円は、砂防ダム建設予定地の売却代金として補正されております。

9款1項1目1節の地方特例交付金は、1,506万7,000円、10款1項1目1節普通交付税は6,730万円減額補正されており、これらともに確定額であるということでした。

審査を終え、討論もなく、採決の結果、議案第67号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで、総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 9月6日の本会議において、各常任委員会に分割審査付託されました議案第67号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」の当委員会所管分につきましては、9月9日、委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け、審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものとしては、6款農林水産業費で、昨年吉松地区でJR横断水路が詰まったためにアパートが冠水したことから水路を改良するための工事負担金、北谷地区の農業用ため池の護岸侵食に伴う整備費、8款土木費で、正尻・川久保線、国分寺交差点から200mほど行ったところの西鉄大牟田線のアンダーに設置しているポンプの交換費用、通古賀地区まちづくり交付金事業として、委託料の減額、工事請負費、そして落合浄水場を公園化するための公有財産購入費が計上されております。

歳入については、歳出財源としての国庫負担金、補助金、繰入金、市債が、それぞれ減額と増額の補正がされております。

また、第2表の地方債補正でも同様に歳出財源として補正されております。

審査において、JR横断水路改良工事負担金について、1m当たりの単価が100万円を超えておりますので、工事の内容を確認しております。単価が高くなる理由としては、推進工法により今あるパイプよりも大きなものを設置するもので、線路が陥没して列車が脱線しないように深夜の工事で薬剤を注入し、1日に何度も高さを測量しながら工事を進めることから単価が高くなるということでした。

アンダーに設置しているポンプの交換については、今までに2度冠水したとの説明がありましたので、市民の生活に支障を来さないように早く交換するよう要望しております。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第67号の建設経済常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで、建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 9月6日の本会議において、各常任委員会に分割審査付託されました議案第67号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」の当委員会所管分につきましては、9月12日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

今回の補正における主な内容は、歳出において、介護保険事業特別会計への繰出金の増、1,534万7,000円、議案第66号で報告しました福祉有償運送運営協議会の設置に伴う委員の報酬等の増、5万1,000円、国民年金未納者所得情報提供のためのシステム開発料の増、26万3,000円、児童扶養手当の増、584万5,000円、10月開始予定のファミリー・サポート・センター事業を市内の団体に委託することに変更したことに伴う減、199万7,000円が補正されており、歳入については、それに伴う補正となっております。

委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第67号の当委員会所管分につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで、環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。各委員長の報告のとおり議案第67号を原案どおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時52分

~~~~~

日程第12 議案第68号 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）  
について

議長（村山弘行議員） 日程第12、議案第68号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

議案第68号は、環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 9月6日の本会議において、環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第68号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」につきましては、9月12日に委員全員出席のもと、委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,667万5,000円の追加補正がなされており、その内容は、介護保険法の改正に伴うものです。

質疑において委員から、施設等の居住費や食費が個人負担になることについて、利用者やその家族への説明方法を確認したところ、対象者には既に文書にて案内しており、また市の広報等で案内する予定にしているとのことでした。

質疑を終わり、討論では、今回の介護保険法改正は、高齢者やその家族に対する精神的、金銭的にも負担を負わせるような内容となっており、それに伴う補正予算には賛成できないとの反対討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、大多数で議案第68号については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていただきますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 介護保険事業特別会計補正予算については、反対討論をいたします。

今回の補正は、介護保険法の改正により10月から実施をされる新たな施策のシステム改修に伴うものです。

在宅者との費用負担を公平にするという理由で、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の居住費と食費、ショートステイの滞在費と食費、通所サービスの食費などを、入所者、利用者の負担とするものです。

居住費と食費の負担、いわゆるホテルコスト導入の問題点として、従来型個室の利用者を例にとりますと、居住費だけでも月5万円という負担増になりますが、これが負担をできなければ施設から在宅へ戻らざるを得なくなります。しかし、身内がいても現実には夫婦共働きでとて

も家では介護ができる状況ではないという家庭が増えており、行き場を失う高齢者も出てくる  
ことが予想されます。また、通所サービスにおいても食費を自己負担にし、利用を抑制するこ  
とは、在宅の高齢者の食事を乏しくするだけではなく、外出や入浴の機会を減らしてしまうな  
ど、高齢者の健康にも影響が出ることが予測されます。結果として、高齢者の人権を著しく侵  
害する事態を招きかねない改正だと思えます。

それから、食費、居住費を保険給付から対象外とすることに伴って、施設側に対する介護報  
酬が減額となりますが、これは介護に携わる労働者の環境に大きな悪影響を及ぼします。今で  
さえも介護労働者の低賃金、劣悪な雇用形態が問題視をされているのに、これで介護報酬が削  
減をされれば、介護の現場では混乱が起こり、労働者のみならず施設に入所されている高齢者  
の方々の処遇条件の低下にもつながりかねません。実際、2003年に介護報酬が引き下げられて  
から、利用者の死亡を含む介護事故が頻発をしているといった調査結果も出ております。

利用者にとっては大きな負担増となるために、政府は一応低所得者の負担軽減措置というの  
を設けてはおりますが、中身については極めて不十分なもので、かつ利用者本人が申請をし  
て、認定を受けることが必要という高齢者に対する配慮が全くない申請主義方式をとっていま  
す。

介護や療養を必要とする高齢者とその家族にとって、深刻な問題を抱えさせ、高齢者の尊厳  
を踏みにじる今回の介護保険法の改正については、高齢者の負担増と十分な対応策がとられて  
いないということで反対ですので、それにかかわる補正についても賛成できません。

以上で討論を終わります。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第68号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに  
賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時58分

~~~~~

日程第13 議案第69号 平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について

議長（村山弘行議員） 日程第13、議案第69号「平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算（第  
1号）について」を議題とします。

本案は、建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 9月6日の本会議において、建設経済常任委員会に審査付託されました議案第69号「平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」につきまして、9月9日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け、審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

今回の補正の主なものとして、営業外収益で、水道メーター検針のお知らせの裏面に広告を掲載したことによる収入増と、通古賀都市再生整備事業により、落合浄水場用地を公園として整備することに伴う用地の売却や施設の除去に関連する補正と、大佐野浄水場配水池2か所の耐震調査などが計上されておりました。

質疑において、委員から落合浄水場の用地は区画整理完了後に売却した方がよいのではないかとの質問に対して、区画整理により50%程度の減歩があり、公園の面積が2分の1になり、市は今のうちに広さ3,087㎡の公園用地を購入したいということから今回まとまったとのことでした。なお、現在ある井戸3本については湧水対策用としてそのまま残しておくとのことでした。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第69号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第69号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時01分

~~~~~

日程第14と日程第15を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第14、請願第11号「良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願」及び日程第15、請願第3号「太宰府市男女共同参画推進条例の制定に関する請願」を一括議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14及び日程第15を一括議題とします。

日程第14と日程第15は、環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 昨年12月の本会議で、環境厚生常任委員会に審査付託され、継続審査となっております請願第11号「良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願」及び今回審査付託されました請願第3号「男女共同参画推進条例の制定に関する請願」につきましては、9月12日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

まず、請願第11号について報告いたします。

本請願は、昨年12月からこれまでの継続審査として協議してまいりましたが、今回付託された請願第3号と関連があるため、今後あわせて詳細に調査研究を行うためにも、引き続き継続審査とすべきではとの意見がありました。

よって、継続審査とすることで採決を行い、その結果委員全員一致で請願第11号を継続審査すべきものと決定しました。

次に、請願第3号について報告いたします。

本請願につきましては、請願第11号を継続審査とする理由と同様、継続審査すべきではとの意見と、請願内容に賛成したいとの意見がありましたが、継続審査すべきではとの意見が出されたため、まず本請願を継続審査とすることで採決を行いました。その結果、大多数賛成で、請願第3号については、継続審査すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

請願第11号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、請願第3号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

席へどうぞ。

これから、討論、採決を行います。

請願第11号に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第11号に対する委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、請願第11号は継続審査とすることに決定しました。

継続審査 賛成19名、反対0名 午前11時04分

議長（村山弘行議員） 次に、請願第3号について討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 請願第3号については、賛成の立場から討論をいたします。

条例の制定については、私も平成13年12月議会で初めて一般質問で取り上げてからこの間早期制定を求めてきた一人でありますし、請願内容にあるように、条例に実効性を持たせる意味からも、第三者機関による苦情処理の救済制度は必要であるという点についても同じ考えを持っております。

なぜ条例制定を早くしてくださいと言うのかといえ、それはまだまだ男女性差別や女性ベッ視などの人権侵害がはびこっているからです。雇用の分野における賃金格差、子育てと仕事の両立支援の不十分さ、セクハラやDVなど身近なところで幾らでも是正をしなければならないことがあるからこそ、早く条例を制定して、例えば事業主に対しては、男性も女性も育児休業をとれるように配慮してくださいとか、セクハラなどの人権侵害を防止する手だてや、2次被害を起こさない対策をきちんと考えてくださいとか、家庭内にあっても暴力などで相手の人格を否定するような行為は許されないんですよと、そうした男女平等に関する啓発を力を入れてやってくださいということなんです。

そして、幾ら啓発をしても解決をしない問題の対応策として、苦情処理や救済をする機関はきちっと設置をしておくべきだと、それも行政内部の機関であれば、役所内部の問題や、行政がかかわる相談、苦情において公平、公正な判断ができるかが問われるので、第三者機関にすべきであるということが審議会答申でも述べられているのですけれども、これは人権問題を考えていく上で、ごく当たり前の主張だというふうに思います。

いずれにしても身近な救済機関というのは必要だと思いますし、今後の取り組みによって太

宰府市の姿勢が問われてきます。

条例の早期提案を執行部に要望をいたしまして、賛成討論といたします。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第3号に対する委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、請願第3号は、継続審査とすることに決定しました。

継続審査 賛成18名、反対1名 午前11時08分

~~~~~

日程第16 請願第4号 教育予算の拡充と全国の教育水準を守ることを求める意見書に関する請願

議長（村山弘行議員） 日程第16、請願第4号「教育予算の拡充と全国の教育水準を守ることを求める意見書に関する請願」を議題とします。

請願第4号は、総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 請願第4号「教育予算の拡充と全国の教育水準を守ることを求める意見書に関する請願」については、9月8日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、審査内容と結果を報告します。

この請願について委員に意見を求めたところ、請願の内容が請願者に提出いただいた参考としての意見書案の内容に結びつかない点が見られるという意見や、教職員の待遇だけに目を向けるのではなく、家庭教育にももっと重点を置くべきではないかとの意見が出されました。

調整をいたしましたが、このような意見が出された後に、もう少し様々な情勢を見たいということで、継続審査をお願いしたいという意見が出されましたので、本請願を継続審査とすることについて採決を行いました。

その結果、請願第4号については、大多数をもって継続審査すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） ただいまの委員長報告では、継続審査というご報告でしたけれども、三位一体改革による義務教育の国庫負担制度の廃止、税源移譲については、昨年の秋ごろに日本PTA全国協議会をはじめ多くの教育委員会、地方議会が、義務教育国庫負担制度の堅持を求めるとともに意見書を上げたことで、具体的な削減方法などが決まらないまま先送りをされていましたが、政府の方針としては、国庫負担金を廃止、縮小し、税源移譲をしていくという方向性に変わりはありません。

2005年度は、暫定的に削減した負担金と同じ額を税源移譲予定特例交付金として各都道府県に交付をするという措置がとられましたけれども、その後中央教育審議会での検討を経て、今年、2005年中に具体的な結論を出すというのが政府の意向です。

そういう国の動向について、委員の皆さんは理解の上で継続審査になったのでしょうか。

率直に申し上げまして、12月議会では時期を逸すると私は思いますが、そうした意見が出なかったのかどうか、お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） ただいまありましたが、毎年国に上げております。その結果、この教育予算に対する補助金が年々減額されておまして、教育に対する財政力豊かなところは充実した教育ができる、一方その財政力のないところでは格差ができるという内容もありますし、そういう状況で今日までずっと意見書を上げてまいりました。

私の個人的な意見ですが、直接この地方自治体にかかわりがあるというか、国に対する要望については、やはり意見書を上げるというのがどこの自治体でも行われているようですが、審議の中では少し、皆さん、お手元にあると思いますが、この請願の内容とそれから意見書と同時に審議をしていきました。委員からも定期的に請願内容と意見書内容が、ちょっとどうしてもかみ合わないところもあるということで、休憩を挟んで調整をいろいろしてまいりましたが、最終的には継続ということで、本日の新聞にも大変教育予算について大幅な国の補助金の減額が発表されておりますが、やはり12月には地方自治体に対する補助金の削減、これが大変大きな影響を受けますし、現在のところ国が責任を持っている教職員給与関係が県の予算になれば、相当地方自治体にも影響を受けることは事実です。

そういう内容がありまして、意見書案の修正もできますので、12月議会には所管の委員会でこの請願内容についても様々な意見の上で調整はしていきたいし、提出者のご協力もいただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

8 番渡邊美穂議員。

8 番（渡邊美穂議員） この「教育予算の拡充と全国の教育水準を守ることを求める意見書に関する請願」については賛成、そして継続審査については反対の立場から討論いたします。

この常任委員会の審議の際に、義務教育費などの税源移譲によりまして自治体の裁量権が増えるのはいいことであり、国の動向を見るためにも継続審議にすべきであるという意見が出ました。

場合によっては国の動きを見ることも必要です。しかし、小・中学校を実際に抱えているのは市町村です。これは、昨日の西日本新聞ですけれども、ここにもアンケートに答えた全国市町村長の83%が現状の国庫負担を要望しているというデータが出ています。昭和の時代にもこの義務教育費が一般財源化されまして、わずか2年で撤廃され、教育現場が混乱した経緯があります。同じことを繰り返し、再び子どもたちに影響を与えることは許されないと私は思います。

以前と比較いたしまして、子どもたちの問題行動の原因が多様化し、激増していることは皆さんご承知のとおりです。家庭の教育力が低下していることが指摘される中、県や市町村の、それこそ裁量によりまして30人以下学級を実現しているところでは、非行の減少など成果を上げているところが少なくありません。これは、現在の教職員数を国が保障していることがその理由の一つと言えます。全額税源移譲され、個人住民税で教育費を見ると、福岡県の場合は約40億円削減されます。逆に東京都は約2,000億円増額されます。したがって、福岡県では削減分の40億円、教職員数にすると四、五百名分になりますが、これをすべてカバーするかどうか、つまり現在の教職員数を維持するかどうか県が裁量になり、30人以下学級の実現に向けては大きく後退することになります。それとは逆に、東京都では、例えば20人学級の実現など教育予算の大幅な増額も可能になるわけです。

先ほど申し上げましたこのアンケートの中におきましても、人口5万人未満の自治体で86%、5万人以上10万人未満の自治体で82%が現状の国庫負担を求めています。つまり、大都市ほど優遇されるという危機感を市町村が持っていると言えます。仮に福岡県の裁量で教職員数が減ることになれば、学校を抱える太宰府市はそのあおりを直接受けます。教職員数が減れば、当然ながら学級数を減らさなければなりません。市の裁量で現在の学級数を維持するかどうか、これを決定しなければならないわけですが、太宰府市の場合は、厳しい財政で苦しい決断を迫られることにもなりかねません。

私たち議会は、市民の声を代表しています。三位一体改革によって税源移譲され、自治体の裁量権が増すことは理解しますが、その財源を子どもたちの教育に関するところから引き出すことには反対です。子どもたちは日本全国どこにいても一定基準の教育を受ける権利を持っており、それは国が保障しなければなりません。さきに申し上げましたとおり、この税源移譲は地域によって教育水準格差を生む可能性があり、直接影響を受けるのは子どもたちです。市民の多くは子どもたちの教育の充実を望んでおられると、私は思います。国を見るのではなく、

国の結論が出る前に市民の声を国に伝えることが、市町村議会の役割であると私は思います。

以上のような理由から、この請願には賛成し、継続審議には反対し、討論といたします。

議長（村山弘行議員） 次に、11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） この請願については、私も賛成の立場から討論をいたします。

今年度の文教予算を含む文部科学省予算を見ますと前年度比の5.4%、3,266億5,400万円減の5兆7,332億7,100万円で、3年連続削減をされております。これは、三位一体改革の政府与党合意に基づいて、義務教育費国庫負担金が4,250億円、そのほかに約230億円、合わせて4,469億円が削減をされたことが大きな要因です。

政府が進める三位一体改革は、地方分権の推進という看板とは裏腹に、地方への国の支出を削減することが本来のねらいであります。義務教育費国庫負担金については、2006年度までに8,500億円の削減を行うこととし、2005年度についてはその半分の4,250億円を削減し、同額を暫定措置の税源移譲予定特例交付金として都道府県に交付がされることになりました。

国庫補助負担金の制度であれば、国は必要経費の一定割合を法令に基づいて責任を持って自治体に財源を保障、支出をしなければなりませんけれども、これが税源移譲に切りかわれば、その後は地方交付税を縮小することによって、国の支出を抑えることができるわけです。なおかつ、国の言う税源移譲とは、所得税から個人住民税への移行ということであり、人口と所得の多少によって税収が異なりますから、当然地域間格差が出てくることは必然的です。

義務教育費が一般財源化され、しかも地方税と地方交付税が大幅に不足をする事態となれば、小・中学校の教員数が標準を下回る事態や、学校の統廃合、学校予算の削減など請願にあるように全国同水準の教育行政を維持することが困難になることは必至です。

私ども地方議会としては、やはり憲法第26条にうたわれた国民の教育権を保障すべきとの立場で、標準的な住民サービスを保障するために必要な財源措置や地方交付税の財源保障を求めて、早急に国に対して意見を上げるべきだと思います。

先ほど、質疑でも言いましたように、今後負担金をどういう内容、また、どういう方法で削減をするのかということについては、2006年度の予算編成に向けて、今既に中央教育審議会の中で検討、論議されている最中ですので、12月議会では遅いのではないかという意味からも、継続審査には賛成できません。

もし、意見書を上げる場合においては、請願者提出の意見書案では内容に不備があるようですので、そのときは修正を求めます。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第4号に対する委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

( 大多数起立 )

議長 ( 村山弘行議員 ) 大多数起立です。

したがって、請願第 4 号は継続審査とすることに決定しました。

継続審査 賛成15名、反対 4 名 午前11時22分

~~~~~

日程第 1 7 議員の派遣について

議長 ( 村山弘行議員 ) 日程第17、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認することにご異議ありませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

議長 ( 村山弘行議員 ) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~

日程第 1 8 閉会中の継続調査申し出について

議長 ( 村山弘行議員 ) 日程第18、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり、議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出があっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

議長 ( 村山弘行議員 ) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

議長 ( 村山弘行議員 ) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

~~~~~

議長 ( 村山弘行議員 ) 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これをもちまして平成17年太宰府市議会第 3 回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

議長 ( 村山弘行議員 ) 異議なしと認めます。

したがって、平成17年太宰府市議会第 3 回定例会を閉会します。

閉会 午前11時23分

~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成17年11月25日

太宰府市議会議長 村山弘行

会議録署名議員 山路一恵

会議録署名議員 小柳道枝